

2013年6月21日

スマートフォンITSコンソーシアム規約

第一条（名称）

本コンソーシアムは、スマートフォンITSコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」または「SITSC」という。）と称する。

第二条（コンソーシアムの位置づけ）

本コンソーシアムは、株式会社IICが運営する。（以下「事務局」という。）

第三条（目的）

本コンソーシアムは、「スマートフォンが車両情報を安全に扱える環境を整える」ことで、誰もが参加できる新しい情報流通マーケットの創造、及び、車社会の安全、環境、快適、利便の向上を目指したサービスの提供を目的とする。

第四条（活動）

本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1) スマートフォンITS基盤の実用化、普及に必要となる技術研究及び開発活動
- 2) ITSを活用したスマートフォンアプリケーションの審査・承認
- 3) ITSを活用したスマートフォンアプリケーションのガイドラインとコンプライアンスの策定と標準化活動
- 4) スマートフォンITSプラットフォームのインターフェースの開発と普及活動
- 5) その他本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

（会員）

第五条（会員の定義）

本コンソーシアムの入会手続きをし、事務局による会員登録の手続きが完了したものを会員とする。

第六条（会員の総則）

本コンソーシアムの会員は、第三条の目的に賛同する法人、団体、個人とし、コンソーシアム規約及び本コンソーシアムとの諸契約を遵守し、目的達成に向けて、相互に協調、協力するものとする。

第七条（入会手続き）

本コンソーシアムに入会しようとする者は、次の書類を本コンソーシアムに提出し、その承認を得なければならない。

1. 入会申請書
2. 誓約書
3. 基本情報登録票
4. 各種証明書等
 - (1) 法人の場合は、発行日から3ヶ月以内の登記簿謄本(写)及び直近の決算書
 - (2) 任意団体の場合は、申請者が団体の代表者であることを証する書面及び組合財産を示す書類
 - (3) 個人会員の場合は、運転免許証や健康保険証等の国や地方公共団体が発行した身分証明書の写し

第八条(入会の承認)

会員の入会については事務局がこれを審査し、承認又は否認をする。

承認をする場合、事務局は入会をしようとする者に対し、入会金及び会費の案内をし、入会金、会費の振り込み確認後、速やかに会員登録を行い、当該会員に手続きの完了を通知する。

なお、本コンソーシアムの会員になろうとする者が次の場合に該当するとき、本コンソーシアムは入会を拒否することができる。

- (1) 入会申請をした法人、団体が、法令もしくは公序良俗に反する事業を行いまはこれを行おうとしている場合
- (2) 入会申請手続きに不備のある場合
- (3) 本コンソーシアムより除名処分を受けたことがある場合
- (4) その他、事務局が不相当と認めた場合

第九条(入会日)

入会を認められた者は、会員登録の日をもって本コンソーシアムの会員となる。

第十条(届出事項の変更)

会員は入会時に届出た事項に変更があったときは、変更内容を証する書面を添付の上、本コンソーシアムに対し、これを届出なければならない。

第十一条(会員資格の喪失)

本コンソーシアムの会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
 - (2) 除名処分を受けたとき
 - (3) 会員が死亡・解散もしくは破産したとき
2. 1の各号の場合において会員が既に納付した会費及び入会金は、返還しない。
3. 1の各号の場合において会費等が未納付の場合、会員はこれを納付しなければならない。

第十二条（退会）

本コンソーシアムを退会しようとする会員は、退会届に必要事項を記入のうえ、退会日の1ヶ月前までに提出することで本コンソーシアムを退会できるものとする。

第十三条（除名）

本コンソーシアムは会員が次のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) 本コンソーシアムの名誉を著しく毀損する行為またはこれに類似する行為があったとき
- (2) 本コンソーシアムの規約等に違反する行為があったとき
- (3) 会費を6ヶ月以上滞納したとき

第十四条（入会金及び会費）

会員は、別途、定められた入会金及び年会費を指定の期日までに納入するものとする。また、入会金及び会費については、退会・除名・資格喪失等の事由のいかんを問わず、返還しない。

第十五条（活動報告）

事務局は、年に一度、会員に対して活動報告をする。

（規約の変更）

第十六条（規約変更の決議）

本規約は、事務局により予告なしに変更することができる。

変更した規約はすべての会員に適用されるものとし、事務局は速やかに会員に公示する。

（雑則）

第十七条（細則）

本規約の細則は、事務局において別に定める。

（附則）

第十八条(施行)

本規約は平成25年7月1日より施行する。

第十九条

初年度は、平成25年7月1日より平成26年3月31日とする。

第二十条(入会金、会費)

入会日が平成26年3月31日までの会員の入会金、会費については無料とする。

平成26年4月1日以降については別途定める。